

# 塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年3月25日(木) 午後1時30分

場 所 第一委員会室

## 協議事項

- 1 議会改革等研究委員会検討内容について
- 2 今後の進め方について
- 3 その他

## 出席委員

委員長	金子	勝寿	君	副委員長	中村	努	君
委員	塩原	政治	君	委員	小野	光明	君
委員	中原	巳年男	君	委員	鈴木	明子	君
委員	丸山	寿子	君	委員	中野	長勲	君
委員	古厩	圭吾	君				

## 欠席委員

委員 中原 輝明 君

## 議会事務局職員

事務局次長 成田 均 君 議事調査係長 中野 知栄 君

午後1時30分 開会

**委員長** お疲れ様です。中原委員いらっしゃいませんが定刻ですので、これより第一回塩尻市議会基本条例特別委員会を開会したいと思います。開会に先立ちまして議長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

## 議長あいさつ

**議長(塩原政治委員)** どうも皆さん大変お忙し中ご苦労様でございます。今日から議会の基本条例特別委員会という事で、いろいろご苦労を願うわけですけど、まず最初に1ページに議会改革等研究委員会から、もらいました答申で、まず制定が必要であるということ。それから制定をするんだったら平成22年度12月議会くらいが望ましと要望を受けておりますので、ぜひその線に沿って検討をしていただきたいと思ひます。今なぜ基本条例が必要だという方もいらっしゃいます。ただその中でも基本的に、ほとんどの皆さんご存じのように今、議会は合議制の機関ということであります。そして長、市長は、うちの場合市長になります。市長は独任制の機関ということ、しかもそこに非常に強い執行権がついているということで、今の状況は議会と行政市長という

と、かなりの格差がついているのは事実でございます。その中でも議会の議員を好まない人たちによって、いろいろな形で議会つぶしが、今あちこちで始まっているような気がしています。うちの塩尻市の中でも議会の皆さんは報酬に見合った、あるいは議員に見合った活動をしているかというような話も出ています。今、自分が考えているのは、そういう中でこそ議会とはこういうものである。議会はこういう活動をする活動のための条例とどうか確約とどうか、そういうものを示して市民の皆さんと色々な形で協働してお話ししていく必要があるかと思えます。先ほど言いました議員に対することでは、すでに例えば九州の阿久根市、それから名古屋市、非常に独任制ではない独裁制の市政が行われていることも皆さんご存じだと思います。その中で、ぜひとも市民の皆さんに見捨てられないように議会として頑張っていくためにも、この条例は必要かなと思えますので、ぜひまたいろいろな検討をいただきたいと思えます。それともう一つ議会改革等研究委員会の中からは否定されていますけれど、予算特別委員会がいいのか決算特別委員会がいいのかという話では、いろいろな話がございます。ただ自分としては今の塩尻市の予算もそうですけれども基本的には決算を重視した予算とは思えない。はっきり言いますと対前年度予算に対する予算がいか見られます。そういう意味では、やはり決算を重要視して、それを元に予算をたててもらわないと本来何の意味もないのではないかと考えからすると決算委員会のほうは重要視されるものがあると思えます。決算委員会を、こまめに委員会を開くことによって、たとえば2ヶ月くらい前までの審査をしていくことによって最終3月には少なくとも12月までの審査が終わっていくという形になるかなと思えます。そうすると1月2月3月、3月は基本的に、たいたい決算というのは端数整理とか補助金の受け付けとか、そういうあれになってきますので1月2月の推定値だけでおおむね決算の予測値は出ると思う。自分は考えます。そういう意味では決算特別委員会についても、また通年制がいい、いろいろな面で付け加えていただける、そんなふうに思えますので宜しく願います。

### 議会改革等研究委員会検討内容について

**委員長** ありがとうございます。それでは早速 議題に従って進んで参りたいと思えますが、特別委員会に正副議長も委員ということで若干、事務局から説明をいただきたいと思えますが、中原委員も御連絡いただきまして都合により欠席ということなのでご承知おき下さい。それでは事務局から御説明いただけますか。

**事務局次長** 今日のメンバーの皆さんにプラス欠席の中原輝明委員さんが特別委員会の委員ということであります。正副議長さんはおいでになりますけれど、正副議長という立場でなくて特別委員会の委員ということで御出席いただいておりますので、委員としての発言を出来るということと、それから立場をかえて今みたいに議長の立場でということ。正副議長の立場でということも中にはあろうかと思えますけれど、基本的には委員としての選任をされているということでありますのでお願いをしたいと思います。

**委員長** ということ御承知おきをお願いしたいと思います。それでは議題のほう、2に入っていきたいと思います。議会改革等研究委員会検討内容について。こちらの方について事務局からご説明をお願いします。

**事務局次長** 1ページを御覧ください。現、議会改革等研究委員会の丸山委員さんもおいでになりますけれど、私のほうで御説明させていただきます。一応、議長の諮問におきまして答申をいただいておりますけれど、諮問の内容は1、2で出てきております。諮問の内容でございます、それに対する答申があったということであります。11月の16日付けでありますけれど諮問がありました。まず1番の諮問の議会基本条例の制定につ

いての答申内容でございますけれど、これにつきましては2000年の地方分権一括法の施行以来、地方分権が進められてきているということで、今後ますます地方議会の役割は重要となってくるために条例が必要になるということで条例の制定が必要となると考えることが一つであります。制定の目的としまして(1)に書いてございますけれど、今後更に開かれた議会、市民が参画できる議会の推進を図るということで、現在も傍聴等ございますけれど、さらに市民を交えた議会の推進を図る必要があるのではないかとということ。それから財政をはじめ行政に対する監視機能の強化を図る必要があるのではないかとということであります。それとウとしては、議会や議員による政策提案の積極化を行っていくことが必要ではないかとということでありまして、現在はウのところは事務局の体制も整っていないこともありますけれど、積極的な提言等がなされていないということもあって、この3つが目的として制定をしていったらどうかということであります。(2)として要望事項でありますけれど、議会基本条例素案の作成につきましては、特別委員会の設置を検討され、審議をしていただきたいということでありまして、特別委員会の設置をさせていただきということと今後この委員会で検討していただきたいということとでございますし、先ほど議長からお話がありましたけれど、条例制定は本年22年12月定例会を目標に取り組みを行っていただきたいということとありました。それと2のところでは予算・決算特別委員会の設置ということで、これも諮問の内容でありますけれど、それに対する答申につきましては基本条例の項目、条例の中に入る項目であるというようなこととありまして、この条例の制定の審議の中で検討していただけたらどうかということとでございますのでお願いしておきます。あと、経過につきましては研究委員会については7回開催をしてきたということと、資料添付があります。これは特別委員会の審査資料として活用されたいということで、A3の2ページ目になりますが検討資料ということで提出されております。この資料の説明をいたしますと時間がかかってしまいますから一応、検討した内容の見方のご説明をさせていただきたいと思っております。1の議会基本条例に関して全国的に取り入れられている項目というのは今、全国、県とか市町村等でも基本条例が設置されていますけれども、そこで重立った項目をそこに抜粋をしたのが項目としてあるものでございます。例えば項目の1のところですが、一般質問において市長が論点・争点を明確にするために逆質問することができるということとありますけれど、俗に反問権の関係ですが、これについては説明として通常、反問権と言えど、たい意味としては分かりますけれど中には、分からない言葉もあるかと思っておりますので説明を加えてございます。その説明としては、議員の質問でその意図が不明だったりする場合に質問の趣旨を問うことができるということとありますが、この質問の趣旨というところは説明では加えてありますけれど、反問権といういろいろな拡大をされてくることも想定はされてくるわけでございます。それで各党派の方で話し合っただけでまとめた内容が市民連合さんからいくと。これは拡大解釈がされる可能性があるということとあって、どちらとも言えない部分。それから明政会さん、和の会さん、市政同志会さんについては×が付いてはいますが、これは明政会さんについては拡大解釈がされる可能性があるから必要ないのではないか。あるいは、和の会さんが、市長側からの要望があつてこういうことを付けてきているのか。必要ないということとありますし、市政同志会さんにつきましては現在、答弁を行っていないながら実施しているということだから、これはあえて必要ないのではないかということとありまして、新政会さんは議員の質問根拠が明確にできるので、条例化していったらどうかという賛成であるということとです。日本共産党さんについては前の三つと同じような感じだと思いますが、禁止されていないわけではないということと現在もやっているから必要ないということとありますし、公明党さんについて

は明文化が必要であると。ただ制限を設けるべきだということで、但し書きで行っていかねばならないではないかということで賛成。前進につきましては、必要ないということで × ということで付けてございますので、後2以降の項目については今ご説明したような感じになっておりますので、見ていただければと思います。次4ページでありますけれど28、29の項目であります。それにつきましては各会派の表示がされていませんけれど、この項目の検討の中で会派から出てきた内容は28では閉会中での文書による質問ができるようにしていったらどうかということ。29は議長による議会の招集権があってもいいのではないかとということで出されてきたものですから、会派へ持ち帰って検討ということではなかったものですからそこに表示されていないという事でご理解をいただきたいと思いたす。次に5ページ目でありますけれど、これにつきましては現在、実施されている項目という事で10項目を、そこに書いてございますが、これは研究委員会、基本的には条例化をしていったらどうかという項目として取り扱って現在、実施されているのでということでありまから、各会派での検討は、なされていないということでありまからお願いしたいと思いたす。議会改革等研究委員会の検討内容については大ざっぱになりますけれど、ご説明させていただきました。また、後で見ていただければと思いたすのでよろしくお願いたすと思いたす。

**委員長** ありがとうございます。今、事務局から御説明がございましたが、ちょうど研究委員会の委員長であります丸山委員長もいらっしゃいますから補足等ございましたら。

**丸山寿子委員** 補足というのではないのですが、この答申をするに当たって委員の皆さんから出された、まず1番で制定について先ほど議長の方からも、うちの市のことも踏まえた中でなぜ必要かという御挨拶がありました。まずその辺をしっかりと最初にあげていくということ。それから次に目的、書いてありますが、あと要望事項の中に条例制定の制定する目標となる平成22年12月ということを目標としてほしいということ、きちんと入れてほしいということで、この中に明記をしてあります。それから審査してきた経過につきましては、今、事務局のほうから例をあげて説明がありましたけれど、各会派からは十分内容が項目によって捉え方というのは、まちまちでありますし時間も一日だけ、それぞれ意見をあげてもらっただけですので、それが全てではないし決定ではないがということで、その時点でのそれぞれの認識が把握できるという意味で資料として付けさせていただきますので、参考にさせていただけたらということで添付させていただきますのでよろしくお願いたす。以上です。

**委員長** ありがとうございます。一通り経過等御説明いただきましたが、御質問等あればお願いたす。

**古厩圭吾委員** 前段の研究委員会の段階と今回、特別委員会として、このことを方向付けして行くのとは若干、基本的に性格が違いたすと思いたす。ついては研究委員会のほうから、こういう方向をと出ているけれど、ここで改めてこのことについて、どういう姿勢でいくかというのは特別委員会として出すべきことだと思いたす。議長からもあつたし議会改革等研究委員会の委員長からも話もあつただけれど、それはそれぞれの立場の話であつて、結果としてこれから条例化をしようとする段階では改めてこの委員会として、それぞれのご指圖は踏まえるとしても、しかし方向付けはある種の確認をした上で始めるのがいいのではないかと。前から踏襲して行くだけでは何だという話になりかねないから。その辺について私は、はっきりした方がいいと思いたす。

**委員長** という御意見ですが他の委員の皆さんはいかがでしょう。

**副委員長** 特別委員会設置のときの議会の提案理由というか、どういう経過で設置されることになったかと

いう確認をお願いします。

**事務局次長** 議会運営委員会等で特別委員会の設置を検討して3月に提案させていただいたのですけれど一応、条例制定に向けて取り組んで行きたいということで制定はしてあります。それで議会運営委員会において制定という言葉がいろいろないかという論議がされました。一応、制定をしていくことを建前に行っていくことだから、制定という言葉はよくて議会基本条例特別委員会ということでもいいのではないかと、そのような論議もありましたので、当然制定を目的としてやっていくことにならうかと思えますけれども、ちょっとその辺のところは、趣旨はそういうことなのでお願いします。

**委員長** ということですが。

**中野長勲委員** 私も前議長として対応した時に、これから議会基本条例は必要ではないか。それはその当時基本条例というかもっと議会というものを市民に開かれた議会という言葉だけでなく、議会のことを知ってもらいたいと考えて当時、議会運営委員会で先進地の視察で行って来ました。結果的には、即やることも難しいかなということであったので、この改革等研究委員会に研究をしていただいた結果、こういう結果になってきたのですけれど今、古厩委員も言われたように改革委員会でこういう方針が出たからこれに従うというのは私も少し疑問に思いますが今回、基本条例特別委員会で、これからの方向付けをしていった方がいいのではないかと思います。と言うのは、来年4月選挙があって多分、議員の入れかえもあると思う。それについて今度の議員の定数については、すでに定数減ということで決定しているわけだけど、その議員の交代の時期に、この制定を特別委員会でつくってしまっているものかどうか、その辺のところも検討する必要があると私は思っています。そんな意見を私は言いたいと思います。

**委員長** 他に。

**小野光明委員** この問題については議員研修会でもやったように、一番塩尻らしさをどう出せるかということに尽きると思いますが、いわゆる説明があったようにブームであるとかということで拙速になることは、やはり避けなければいけませんし、ここに答申にあるのは当たり前と言えは当たり前ですし、研究委員会の方でいろいろご苦労されていると思いますが聞くところによると、それぞれの議論がどの程度深まっているのかなど少し疑問に思ったので、やはりやるべき議論はしっかりやらなければいけませんし、塩尻市議会としてどう他の基本条例と違う塩尻らしさを、いかに出せるかというところが一番私は肝心なので、やるべきことをやって粛々と進めた方がいいと思います。

**委員長** 他にございますか。

**丸山寿子委員** 研究委員会の中で、いろいろ項目を挙げたり議論していく中で、やはり基本条例をつくっていくことの重みということ、やはりそれぞれが、ひしひしと感じていまして、研究委員会のところで最後までたどりついて行くということがどうかという意見がありまして、特別委員会を設置してほしいという意見があって、その中でしっかり議論もして進めてほしいという意見のもと、こういう方針をしたと私は思っておりますけれど、その中でも、今小野委員が言ったように、最終的に文章はどこかの市と一緒になるということはあるかもしれませんが、やはり一つ一つの項目の中で自分の市のことと、きちんと向き合って考えて議会のこと、市民のことを考えた中で一つ一つ納得して条例は、制定はしたいとももちろん思っています。ただ、うちの議会としては、早くから議会改革をしっかり頑張ってきてやってきて改革してきたという開かれた議会ということで目指して

やってきたというところがありますので、そういったところの予算も生かしながら、一つ一つしっかり議論していく中で明文化して、いたずらに先のばしにするのではなくて、なるべく早い時期に制定したいという思いが私の中にはあります。ただそれが、すごくみんなで議論していく中で、たまたま選挙の後になることも絶対にならないとは言えないと思いますが、ただ早くから議会改革それぞれの委員長なり委員の人たちも頑張っ、また議会の中でも議論があつて進んで行く部分があると私は思っていますので、特別委員会を設置した中で一つ一つきちんと、うちの市のことと照らし合わせてやっていく中で、しかしなるべくスピード感をもってやっていけたら私は思います。

**塩原政治委員** 今、議会改革の委員長が言いました、自分も認識としましては、議会改革の中でやったとしても基本的には去年、議会改革でやったものが議運で覆された例があるからという意見もございました。その中では、やはり法的に、のっとった特別委員会に検討してもらった方がいいといった意見があつたように記憶しております。それから、この資料につきましても、いただいた時にはぜひこれを使えということではなくて、せっかく検討したものであるから参考にして欲しいという意見だったと、そうですね。そうだったと思っていますので、これを何かするのはなくて、これを参考にしてもらえばいいという話だと思いますので、その辺はぜひ誤解のないようにお願いをします。

**丸山寿子委員** もう一言いいですか。全国的に取り入れられている項目というのは、だいたいこの自治体も似通っていて、だからその通りにしなければいけないということはないのですが、拾い出すだけでも結構、一つの作業なのでそうした意味での資料ということで付けようということで委員の中からもそういう意見が出ました。また2の方ですでに実施されている項目ということも、やはりこれも一つ拾い上げる作業の一つという意味で資料としてつけてあります。そして最初に私も申し上げましたように、各会派で十分に議論がされた中で × つけているわけではありませんし、解釈のしかたやニュアンスなんかも違った中で × ですので、どこまで参考にするのかというのはありますけれど、その時の時点ではこんなニュアンスで一回だけ会合の中でそれぞれの会派の考えを短時間の中で上げたという資料ですので、参考にと言う事ですのでよろしくをお願いします。

**委員長** 今、それぞれ御意見ありましたが他に何かございますか。副議長も研究委員会の方に、御出席されていると思いますので少し御所見等お聞きしたいと思います。

**中原巳年男委員** それでは今皆さんから出ている意見と同じだと思いますが、研究委員会の委員長からも今ありましたけれど、研究委員会の中で研究した項目が、これが絶対だとも思っておりませんし、当然特別委員会ができた以上は特別委員会としての方向性を出すべきだと思いますし、この × 棒いろいろありますが、この辺のところも × については問題ないかと思いますが、とか × あるは × 棒については会派として意見がまとめられなかったとか、それからまた判断できる状況ではなかったというようなことも含まれていますので、そういった点についても一から資料としては参考になるかと思いますが、この委員会で検討して無理して入れて自分たちの先進地の視察に入れたわりには、自分たちで実際にできないでいる項目があるということもありますので、まずできること、どうしてもやっていかなければいけないことというのを優先的に条例に盛り込んで、その後、改定していてもいいと思いますので、基本条例の塩尻らしさというのがそういうところにも出るかと思えますからその方向で、委員会で研究していければなと考えます。

**委員長** せっかくですので鈴木委員何か。

**鈴木明子委員** まだ一ということですよ。

**委員長** 一です。せっかくですから。

**鈴木明子委員** 研究委員会の方で、つけた資料というのはたたき台として活用していければいいかなと思いますし、基本的には今、副議長の発言と私もどちらかと言えば同じですが、このすでに実施されているという項目というのは、もう試され済みというか私たちがやってきた足跡でもありますので、これはきちんと条例化していくことにおいては、盛り込まれていくべきことだと思いますし、形にということではないけれど、とりあえずこういう項目を入れるのがいいのではないかといいようにはないで、やはりきちんと市民にとって必要なことが議会としてこれを取り組んでいくことが市民にとってどうなのかというふうに議論して必要なものを入れていく。また時間が経過していった時にはまた検討していくこともあるかと思います。

**委員長** 各委員より御意見をいただきましたが他によろしいのでしょうか。少なくとも委員会自体の趣旨、設置の目的は少なくとも条例を制定に向けてということ。また議長選等でも各候補がこれは必要だということはすでに述べていたりとか、それなりに機を熟しているだろうという環境もあるだろうということでしたが、若干、古厩委員、中野委員からあった御指摘も重々承知はするのですが、委員会としては基本的にできれば制定に向けて今後、議論を進めていければなと思います。その辺いかがでしょうか。

**中野長勲委員** 今、議会要覧に載っているような会議規則とかいろいろな条例規則があるけれど、ああいったものの検討、基本条例をつくるについて条例とか会議規則とか、ものを検討するのは必要ではないですか。

**委員長** それについて事務局の方から少し答弁をお願いしたいと思います。

**事務局次長** だぶる項目につきましては検討してもらったと思いますが、そこにあるから逆に基本条例から、抜いているというようなこともあるとしますので基本的にはいるものは全て検討して振り分けていくというようにしたいなと思っておりますけれど、そういう形になっていくのではないかと考えられます。ですので、それはどちらにするかは塩尻市議会として検討されればよろしいのではと思います。

**中野長勲委員** そういうことも含めて、今後の進め方だけど何か第一回の会合なので思っていることをいった方がいいのではないかと思います。

**事務局次長** 委員長すみません。いいですか。

**委員長** はい。どうぞ。

**事務局次長** 先ほど古厩委員さんからお話で、資料を持っていなかったものですから、特別委員会の設置の議会にかけた時の内容につきましては、設置に向けてとは、議運での特別委員会を作成するというものでありまして、議会にかけた内容につきましては、塩尻市議会基本条例に関する事項、調査及び検討するため塩尻市議会基本条例特別委員会を設置することになっておりますのでお願いしたいと思います。以上です。

**古厩圭吾委員** 問題は基本条例ということなので、例えば国の何か基本法とか、そういうのをつくるということの意味というか、それとほぼ似たようなものがあると思います。現実にもこの前も議員がこのことについて研修会やったりした段階でも、講師の先生からも指摘されているようなことを改めて考えてみると、結果的に基本条例というものをつくるということが目的になってしまうと、結果として形だけを追い求めるようなことをして、いったい何がいいのかわからないのか。あるいはつくった条例の中にある種の矛盾があったり、言ってみれば統一されていないようなことをやったり、どこからか受け売りで言うなら拾って加えてみたりやるような程度のものだった

ら、なぜ必要かと言うことになりかねないので、どんなことを盛り込むのが基本条例なのかということも含めて考えておかないと、後になって例えば全国で初めてやるというようなことだと若干は違うかもしれないけれど、実際にすでに全国にあちこちにあって、結果的に今度は内容についていかなものかという指摘をされるころへ来ていると思います。そうした中で条例をつくるということを目的にするのではなくて、議会をどうしていくかというか、どのようなものが基本的に備わっていなければならないことなのかということについての思いをしっかりと集約しておかないと、結果的に条文の枝葉のことにとらわれたことばかりやっていると結果としてみればバランスがとれなかったり、あるいはなぜこれが条例に盛り込まなければならないのかということについて曖昧さが出て行ってしまうと思います。そのことも含めて、これから条例を制定するには、あまりいつまでにつくろうということに捕らわれてしまうと、結果としては消化不良をおこしかねないと思うので、ある面では基本的なことなので、あまりすでに議会でそれぞれ今までも検討したり問題があって対応したりというようなことを盛り込んだことはたくさんつくってあるし、それを元にやってきているという現実もあるもので、その辺との今も話に出ましたが、そういう整合性も考えてつくらないと結果として中途半端になりかねないようなことに対する不安感というか、心配を正直なところもっているところです。条例制定という方向で考える、そのことに別に問題があるわけではないのだけど、そのためにはそれなりに、しっかり議会というのはどうあるべきか、先ほど議長からも話ができましたが、首長の持っている大統領的な権力に対して本来議会は市民の立場でものが言っているということが基本的に前提にないとおかしいのですが、市民の皆さんから議員の数なんか減らした方が良いというような指摘をされていることに対してどうなのかということは、ある程度大事だと思います。そういうことをするために何をすればいいか、例えば市民の皆さんに、こちらは一生懸命やったけれど、しかしそれを市民が評価しないとしたら、いったい何のために何をしているのだという思いにもならない。本来、議会の基本条例の求めるところは、理事者と議会がどういう立場にあるべきものなのかということを中心点にない、結果的にはそれは当然のことながら塩尻市の将来に向けて、あるいは現状にある問題について何をたたき台にして、それに対してやっていくためにどんな思いが込められるべきなのかという部分がないと結果的に見れば議運、何がと言われかねないようなことをしてはいけないという思いがあるというのが原点です。

**丸山寿子委員** 今、古既委員の言ったことが、すごく大事なことで、この前の研究委員会でもその辺のことも話したいと思いつつも、初めてそのことについて検討した段階だったものですから、そうでないほうにどんどん進みながら瞑想していたかと思いますが、やはり、しっかりと特別委員会が出来たので、その辺もしっかり基本意見を出し合ってやっていくことが一番大事だと思います。やはり国の制度自体が議会に対する、すごく日本の場合は遅れているということがまず一番原因で、非常に議会というものが誤解されていたり、理解されていないという部分があることが一つ。ただ国のほうまでが全部かえられるかという中で、こういう基本条例というものを作り出したところが出てきて、それが全国に広がっているというふうに思っています。市長のほうのサイドは飛び込み市民会議とかそういったものを開いたりしていく中で、どうしても議会は、自分たちは訴えて市民に理解してもらうようにしているつもりなのだけど、なかなか議会のことが伝わっていかないというもどかしさをみんな感じているところだと思います。基本条例をつくるのがアピールをすることだけではないのですけれど、先日、松本市の基本条例をつくったところに第一回目の市民との懇談のような、そういったところを少し見にいってきたのですが、まだまだ本当の第一歩で議会はどのようなものかという説明になっている段階ではあった

のですが、そこで見させていただいて、市民の側もすごく議会に近づきたいし議会のことも知りたいたいと思っているということを感じました。なので、これは一つのきっかけであって、どういう切り口でどうやって市民の側と接点をもっていくかということの一つだというふうに私は思っていますので、まとまりませんが古厩委員の言ったようなことを基本を大切にしながら、やはり議会の側でも、自分たちにできることを進めていく、努力していく点で私はこのことをみんなで議論して進めていってほしいと思っています。

**委員長** はい、ありがとうございます。

**小野光明委員** もう一点いいですか。

**委員長** はい、小野委員。

**小野光明委員** 行政側が、これまでの自治基本条例ということで研究検討してきたのですけれど、こちらからすると、なぜ進まないのかということで、これは塩尻市特有の事情があるのかもしれませんが、やはりその辺も検証してみる必要があるかと思います。当初は常設型、住民投票条例ということが念頭にあって、それが流れ、自治基本条例という方向になったけれども、何か前進というか研究止まりで、さらに条例化というような動きにならないのは、なぜなのかというのは、やはり行政側の担当者から聞いてみる必要があるのかなと思います。地方自治ということ言えば当然、行政側、議会側があるわけですし、地方によっては自治基本条例の中に議会の位置づけも入れているところもあるので、やはり行政側は、これまで何年ですか相当、研究していますよね。何か進まないなという気がしますので、具体的になぜ進まないのかというところを聞いてみて検証することも大事なのではないかなと思います。

**委員長** 他によろしいですか。若干、古厩委員と丸山委員の話とても大切なことだと思います。議会は何のためにあるのかというのが根幹の部分だと思いますが、私見はなるべく入れずに私の知っていることをお話できればと思いますが、皆さん当選のときに議員必携というのを頂いたと思います。全国町村議長会、ちなみに議会の使命二つございます。物事を決定すること。それから地方議会だけは、いわゆる議事機関とされる部分にありまして、行政の執行等がきちんに行われているかどうかを厳しい批判的な点から監視チェックすることが書かれています。基本条例との関連で申しますと、今言った目的を達成するために、基本条例で議員・議会いわゆる市民の参加なり行政のチェックなりをしていくと、では、その具体的な項目が、先ほどあったような資料に、具体的な論点、議決への拡大であったり、また市民の参加であれば議会国会であったり。もしくは塩尻市議会ですと先進的に進んでいる委員会の原則公開であったりという部分を恒常的にしていくこと、単純に言えば先ほど御指摘があった通り今回の改選等があれば、次の改選の議員がまた考えればいいのではなく、現状で市民にとって良いとされる議会の運営また議会としても了承できる運営を、今後継続的にやっていくために、そのために条例化するというのが主な行政学者なり現在の議会の改革といわれる先進地等の考え方でありまして、少しその辺をご理解いただきながら進めていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

**古厩圭吾委員** その場合に例えば、首長と議会、議員との関係で、結構私が難しく感じるのがいっぱいあります。例えば、個人的に当然首長と合う人とそうでない人もあるだろうし、あるいは会派もそうだと思う。そういうときに具体的な問題が個々によって違っていいと思う。国の場合には議員内閣制だから、議員の結果として一番大きい政党を主体とした与党から総理大臣を出して、それで内閣をつくってやっている。その内閣の支持基盤である議会が、内閣と違うことをいうのはおかしいのではないかとすることは正論として当然です。ただし地

方議会は、議員が首長を選んでいるわけではないですから、直接選挙で選ぶ市民が。そうすると個人的にどうこうという部分と、全く別に首長がやることに対しての問題点というのは常についてまわっていると思います。どんな支持をしている人が首長をやっというが、そういう意識を持たないと、手をたたいているだけならなくてもいいだろうと言われてもしょうがない。そういうことに対して、どういう姿勢を望めるかという部分で、例えばいろいろなことが出てきた場合に、市民の皆さんもそうだと思います。今の市長がやっていることはこうだと思っている。それは賛成だと思っている人と全く違う人もいます。そういうときに議会でいろいろ議員と話をした、あるいは集団的に双方で話し合った、そういう場合、どこへ目をつけるかというのは人によって全部違っていいと思います議員は、そうすると話題性、例えばあの時あれくらい言ったのに、この議員は私の言ったことを全然、反映できないという人もあると思います。そういうことを考えたときに、こういう今の段階なら24名の議員がいて、それが言うなら議会です。議会と理事者は一人、首長は一人だから一番分かりやすいです。ただし議会は多様な立場、多様な考えをしている人がいる時に、今のような話を考えたときに市民の意向を体して私は言っている。とみんな、そうですが、ただど全体にいろいろやったら結果としてあの時あれほど強い意見が出ているのに何で違うことを言うのだというような話になってしまって、この人は議会の人は市民の意見を反映できないような話になってしまったら、これは何のためにそんなことをするのかという話になりかねない。逆に言えば議員はある面では常に首長とは対立する立場に基本的にはいなければと思う私は、賛成することがあっても当然いいし当たり前だけど全て手をたたいているようなら、それは議会なんかなくてもいいと言われてもしょうがない。どんなにいい政策をしていると見えても内容的には、それを進める上でこの部分についてはおかしとか、そういうことが指摘できないと総論で賛成することになると全て賛成になってしまいます結果論として、悪いことをしようと思っている首長は多分ないという前提でものを言うならね。ただ先ほど議長が言われたように阿久根市の例だったりあるいは極端な発想でものを提案されて出てくるような現実が出てくる可能性は今後にあたって否定はできないと思うので、例えばそういうことがあっても議会はこうだと言えるかどうかについて、基本条例使命が、そこが原点になければいけないのかなと私は思います。

**委員長** 他にございますか。古厩委員の御指摘は全くその通りであると思うので、一点だけ逆に言えば議会基本条例は市長に対抗できるように議会はどれだけの力をつけられるかという本質の一言です。いろいろ理屈を述べました。その指摘は全くその通りで、では今後いわゆる地方分権が進む中で権限が、自治体が大きくなっていく中で、合理性の議会の役割は大きくなるだろうといわれる中で、ではどうやって首長に対してチェックしていくためには条例化して議会の権限を拡大していくかというところが本質の議論だと全くその通りだと思います。少し戻してまいりたいと思いますが、今後の進め方、当人の意見にも入っていますので、少し先のことへ話を進めてまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。いくつか条例に対して問題点等の御指摘もございましたが、具体的には出来る限り制定という部分を目標に掲げて議論を進めていきたいなというふうに思うのですが、その辺に関して資料を若干こちらで用意しましたので事務局のほうで、そちらのほうを説明いたしまして、またもう一度少しご意見をいただくという形で進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。(2)のところ今後の進めほうというところで6ページに事務局のほうで正副員長と話をしましてスケジュールのほう、若干こちらのほうに、たたき台を作りました。それでは事務局の説明を求めます。

## 今後の進め方について

**事務局次長** 6ページを開いていただきます。先ほど委員長からお話がありましたように、12月を目標にしてスケジュールの作成をしましたのでお願いしたいと思います。まず今月中ですけれど、今日やります議会改革等研究委員会での再検討あるいはスケジュール検討等行うということでありまして、それをまずやってから基本的に御理解いただいて4月以降、条例項目の検討、先ほど資料として出てきているのですけれど、そのようなことを一つ一つつぶしていくのか、あるいは条例の素案をつかって項目ごとかそれはちょっと、やり方はいろいろあるかと思いますが、最終的には条文の素案を作成をしていくということで、その素案について8月頃までに検討していったらどうかということでありまして、まずここで委員、全員の皆さんのご意見をお聞きする必要があるのではないかということで、議員全員協議会等の開催も必要ではないかということでありまして、それも詰めて行きまして、10月頃には、この条例に関する議会だけでは実施できない部分もありますから行政との意見交換だとか、あるいは市民からの意見聴取ということでパブリックコメント等を行っていったらどうかということでありまして、その意見交換だとかパブリックコメントの内容等に加えて、もう一度再検討した中で11月頃には基本条例案の検討ができればということで、これにつきましても、いろいろ含めた中でまた議員全員協議会を開催して、全議員からの皆さんの御意見をお聞きしていったらどうかということでありまして、それに基づきまして、11月の中旬から遅くとも下旬、中旬頃になるとかと思いますが、原案を作成して12月の定例会に条例化を制定していったらどうかと、これがあくまで12月ということで定めた中での大変忙しい中でのスケジュールだと思っておりますが、このようなことが必要になってくるかと思っておりますので、またご検討いただきたいと思います。以上です。

**委員長** はい、ありがとうございます。検討委員からも議長からもございましたが、12月と委員会やらの形で一応、目標が掲げられておりましたので、それを元に事務局等と相談の上でこちらのスケジュールのほうを作らせていただきました。今の説明に関して何か御質疑をしたいと思っておりますが、ございますか。

**小野光明委員** 質疑というか意見ですけれど、行政が考えている自治基本条例が、なぜ進まないかという直接の担当者から話を聞いて検証することは当然、議会基本条例が政治的に役に立つと思うので一度どこか、早めに条例の素案をつくる前に呼んで担当者から、いろいろ事情を聞いて私はある程度、検証といえますか考えていく必要があると思っておりますので、ぜひそれを早めにやっていただくことを要望します。

**委員長** ほかに。

**古厩圭吾委員** もう一点いいですか。例えば12月にやると方向としては、それなりにあるにしても、そのためには、ここでここまで行かなければいけないと、言うことを常にやっていると消化不良になってしまうから、私は避けてもらいたいと思う。いろんなところから、いろんな意見が出ているうちは、そのことにたとえ時間が取られようがそれはして行っていただくべきではないかと思う。そうでないと未完成で格好だけ作ればよいというものではないと基本的にしっかりもって行かなければいけないかと。今の段階なら一つの方法としての考えでいいと思いますが、どこかでこんな簡単なことだけでは、あれも調べなければ、これも調べなければと出てきた場合に最後の目的に行くまでには、これをやらなければだめだよということだけは避けていただきたいと思います。

**委員長** 他にございますか。そもそも案などいらない、必要ないからなどの議論や御意見でもよろしいです

し。

**副委員長** この特別委員会も次の改選になれば当然、消滅してなくなるので、そのことを考えて何かしらの結論を出すとするれば、この一つの例だと思いますので、一応当面はこういう形にして必要に応じて、いろんなことをやっていけばよろしいのではないかと思います。

**委員長** はい、ほかに。

**中野長勲委員** 基本条例制定の今後のスケジュール方向ということですが、これにそって12月の定例会にと、やはり取りかかるとのことですから、その中には市民からの意見も聞かなければいけない。これはもっと早い方がいいかな行政との話も出たけれど、こういった例も意見交換、意見聴取ということも、もっと早くできれば出来た方がいいのではないかと。行政にしても市民からの聴取にしても、

**委員長** と言うと、どのくらい前のほうがいいですか。

**中野長勲委員** それは今、3月の場合スケジュールの検討をしているところですが。

**塩原政治委員** 行政との意見交換は早くしろと言えば早くできるかと思うけれど、市民からの意見聴取となると、やはりある程度の素案なり何なりがないと。

**中野長勲委員** いいですか。その素案の検討が8月には出来るわけだよね8月には。それから9月10月と1ヶ月、2ヶ月とあるのですが、9月は議会に入ってしまうんですが、早い方がいいかなと感じがします。やるならば

**委員長** 市民ではなくて行政。

**中野長勲委員** 市長選挙もあるし。

**鈴木明子委員** 一つのスケジュールの案として、あるのはいいかと思いますが、ただあまり、このことの会議だけを頻繁にやられても日程的に調整がつかない部分もあるので、例えば普通の特別委員会をたたみかけるようにやっていくことも含めてここまで持って行くというようなやり方では私はついていけないというか、そういうふうにはなれないと思うので、順序を追って行ってということだろうと思います。会議だって、この特別委員会をメインにしてやっていくというだけに日程が組めるわけではないので、今言ったみたいにいろんな日程の関係もあると思うので、集中的にこの特別委員会を開いていくというふうに、しょっちゅう会議があるというのも私は困るので、そこそこ妥当な期間というものを置いて会議がもたれるようにしてもらいたいなと思います。

**委員長** 日程については重々配慮しますが、特別委員会ですので、その趣旨、目的を達成できる範囲の審議は重々必要ですので、意見として重々お伺いして配慮はしていきたいと思います。ほかにございますか。スケジュール案どうして出させていただいたかということ。議会運営委員会等でも所沢市等に視察に行って、具体的にきちんとスケジュール管理をしていったこと。なぜスケジュール管理が必要であったかということは、これは理由がありまして。

**小野光明委員** それと一番大事なポイントは、所沢市議会は全会一致を目指して丁寧に進めたと。菊川市の場合は実行性のあるものということで最後は議決賛成多数で13対8実行性があるということで普通は個々の議論よりも実行性のあるものということで、改選前の全議員がやったという面白いところもあるのですが、最後の議会で議決したというところが大きな違いです。所沢市は、いろいろ調整しながら全会一致を目指しましょうとやっているのか、いや違う実行性があるほうで、急ぐならそうですね、それは極端ですけど、そういう中

で当然、全会一致を目指すのと実行性で、議決でいいものとなると当然違うので、そのスケジュールもそれぞれ違うと思うので、それは議会の考え方なので塩尻市議会はどう考えるかは、また別かと思います。

**委員長** おっしゃるとおり別なのですが、結果的にきちんとスケジュールを作っていけないと進まないのかなど、これ合議制ですので、議会は、すみません、諸先輩方にこんなこと申し上げて大変恐縮ですが、なので基本的にある程度の目標を持っていないと非常に前に進んでいけないうところ、今スケジュールの案というのを提出させていただきました。趣旨のお話しした上で、いろいろ参考意見をいただいたのですが、どうぞ。

**丸山寿子委員** 鈴木委員とも一緒に研究委員会をやってきて、すごく忙しい月2回というペースだったので、それは単に忙しいのではなくて、自分の中で熟成させている暇がないといった意味もあったり、スケジュールも確かにいろいろ忙しくて、非常にもっとしっかりじっくりやれたらという思いは確かにそうなのですが、4年間の中の折り返しの2年間の中で取り組み始めたということもあるし、今議会の中でどうしても達成しなくては行けないのかという御意見もあったりで、どうしても無理矢理というのではないのですが、やはり今いるメンバーの中である程度、目的に向かってスケジュールを組んで、達成すべく意見を出し合っていくことが基本で大切かと思しますので、このスケジュールの中で日程が厳しくて大変なところはあるかと思いますが、進めていくことが前回の委員会の中での皆さんの御意見でしたのでスケジュールにそってやっていただけたらと思います。それで市民からの意見聴取もなるべく早くというような御意見もありましたけれど、やはり私たち自身が納得して理解して議論をしてある程度の形が出来ていないと、なかなか市民に投げかけたときに、またそこをどうするかということで、ぐらつく面があるかと思うので、10月というのは私とすればこれより仕方ないかなと感じはありますが早く出来るならできるだけいいのですが、私たち自身の中でも、自分が自分の中に取り込んでいく部分の中で私はこのスケジュールの案でいいというふうに思います。もちろんやっていく中でどうしてもという部分が出たら、またみんなで相談して検討する部分があるのかもしれませんが。

**委員長** はい、どうぞ。

**中野長勲委員** これは全協でみんなの意見を聞くということになっていますが、やはり特別委員会の結果を会派へ持ち帰って検討していかなければいけないということは今後ありますか。

**委員長** 委員長の考え方として申し上げれば特別委員会ですので、すでに会派を代表して出てきているという部分については、これは自治会のもの解釈になっておりますので、ここであくまでも議論をしていくと、会派に持ち帰るといふことよりは、全協という全議員がそろったところで情報の共有を図った上で意見を出したほうがよしいのではないかとというのが、私がこの3年議員をやって少し思ったところですが、今日御列席の議員の皆さんが、いやそうでない、やはり会派に持ってかえって議論をしたほうがいいというふうな意見が大勢でございましたら、そちらの手法を取りたいと思いますが、委員長としたり全協でこの委員会の中間報告といったような形で出して、そこで各委員の御意見等をいただいて、さらに委員会で具体的に条例の文面等の手を加えて制定をうけていくというような形で進めたいと考えております。

**古厩圭吾委員** そういう場合に例えば市民からの意見を聞くという場合に、こちらの委員会としてのある程度の思いなりを積み上げて方向づけをほぼした段階でという話なのだけど、それと市民の皆さんから出てきている意見と食い違っている場合は当然あり得ると思います。そういう場合に結果的には委員会もある程度、詰まっ

ているという思いがあると、どうしても委員会の思いのほうへ誘導したいというか、そちらへもっていかないと結局また元へ戻るような思いになってしまうような不安感をもつと、逆に意見を述べられている市民の皆さんにしてみれば、私がせっかくこんな思いを込めて言っているのに議会のほうとしては、こういう方向ができていような雰囲気、ものを言っているという指摘につながると思います。その辺から後の難しさは、これは市民の皆さんもそうだし、例えば全協なり何なりで報告したり意見を聞いたりするのも、あるタイミングはかなり早い時点でやっていかないと全部練り上がってもって行ってやって、結果としては押し付けられているような雰囲気を市民にしる、議会の皆さん、しているとしたらこんなこと形式でやっているだけだと言われます。そういうことに対してどう対応していくかということは、かなり腹を決めておかないと、もしせっかく出して聞いたことを生かさないのならば何のためにこんなことをやっているのかと言われかねない。その悩ましさは、私はついて回ってしまうと思う。だから出てきた意見を取り入れたり修正できたり加えたりする余裕のあるタイミングでやっていかないと、ほぼ特別委員会では方向づけしたので、この方向でいきますというなら改めてやる、そんなことは形の上だけですと指摘をされるどころへつながる不安感があります。もろもろ含めて今の段階でどこまで考えるか知らないけれど、いろんなことが出てきてしまって、では時間もかけないという場合に、先ほどのスケジュールにこだわりすぎてしまうと結果としては、しっかり検討していないのではと。あるいは皆さんの意見を吸い上げたことを熟成させたかと言われてしまうと、やはりそれはと言われることにつながりかねないので。これは当然、原の案としたこの事で行こうというのは、それは別に問題はないのですが、あまりこれにこだわりすぎてしまうと本来ならここで、もう少し検討しておかなければいけなかったことを、先に行き過ぎてしまって後になって取り返しのつかないころになってしまってから、これではいけないということでは成り立たないと思います。そこらのところだけはしっかり配慮して進めてもらいたいなと思う。そうでないと、またその内容についても何だかんだと言われかねないような所へつながると思います。

**委員長** 今の話、事務局に確認というのも変ですが。市民からの意見はパブリックコメントですから。パブリックコメントを指すことですよ。

**事務局次長** これは案ですので、やり方についてはいろいろ公聴会を開いて検討してご意見をいただくというやり方もあると思いますし、通常パブリックコメントというと2ヶ月くらい掲示して、それに対するご意見を聞いて、それに対する考えをこういう考えですよというのを、それを取り入れるか取り入れないかを検討した後で、御意見をお返すするというようなやり方になると思いますけれど、その辺のところは、どちらでも検討していただければよろしいかと思います。積極なところの議員は、まず意見を聞いてと言うことで、これはもうつくるんだけど、どうでしょうかと言うのを会場で報告会のようなものを開いて意見を吸い上げて、そこでやっていくということもあるようです。

**委員長** 今おしゃっているのは公聴会ということでしょうか。今資料ではパブリックコメントといういわゆる条例で。

**古厩圭吾委員** これで市民の意見をみんな聞きましたというような話になってしまうから。活かせるための意見を聞かないと。これでどうですかという相談をしてみても、それはちょっと違うと私は思います。例えば市民の皆さんがこういう条例について取り組むということを知って、ではこういうことを考えるべきではないかと。そういう部分が原点にないと、これでいいですかという相談がどれだけ意味があるかという感じになってしまい

ます。ある種の市民の立場で自分が考えたらどう思うかとしたら多分そうではないか。双方とも一生懸命やろうと思ったり、積極的に考えたりしても結果としては、すれ違っている現実というのは、とても私は感じています。そういうことについて、後々戻れないところまでいってしまっただけのことではないほうがいいのではと思います。

**委員長** 今、古厩委員から、どちらかと言うと具体的に条例が決まる前の素案の段階程度ですか、市民の公聴会等を開いたらどうかというご意見ですが、他の委員の皆さんいかがでしょうか。

**丸山寿子委員** 古厩委員の言っているのは、とても理想的で本当にそうできたらいいなと思いますけれど、12月定例会でどうしても制定を、まず優先と言っているのではないですが、そこを目標に思っていた中で、そこまでどこまで出来るかなという思いと。それから、なかなか議会基本条例を議員の中でも、それぞれ受け取り方がバラバラな中で、早めに公聴会のようなことをやるというのは、よほどこっちは準備と覚悟あるかなというように思いもしますけれど、それはそれでやっていくと言ったらやっていくと、しっかり準備をして市民の皆さんと向き合えばいいと思いますが、もし、それがなかったとしても今まで議会改革というような形で、なるべく開かれた議会にしたいということで努力してきた経過はあるので、ある程度私たちのほうでこうしたいという目標ですとか塩尻市として特色というか結果的に文書が一緒だったとしても、うちはこういう思いだということとを、きちんと議員の中で決めて意志の共通化というのか、そういうことが出来ればこれが組まれればパブリックコメントというような意見徴収をと思います。

**委員長** ということは市民の声は。

**丸山寿子委員** 聞かなくていいとは言いませんけれど、12月というような中で絶対に12月でなければいけないというのではないですが、どこまでできるか、こちら準備が必要かと思います。

**委員長** はい、中野委員。

**中野長勲委員** スケジュールでいくと3月4月において既に条文の素案が出来つつあるもので、その通りに行けばいいけど改革研究委員会でも7回もの会合をやりながらハードなことをやってきた。今回も基本条例については、もっとハードだと思います。その辺のところは議会事務局を通して出来るものなら、このスケジュールでいいのではないかなと思うけれど、やはり今回については、行政側との話を合わせなければいけないし、そして、また市民との出来ればパブリックコメントではなくて、対面的に話し合いが出来ればいいなということがあるので、スケジュール的にはこれでいいかもしれないけれど、それに叶えるかどうかということが、まず一番の基本だと思うけれど、叶えば私はこれでいいと思います。

**委員長** ほかに、なしですか。市民の声という中で、今のお話を聞いている中で、もしタイミングとしたら一回目の8月に全協へ中間報告的に、委員会でおそらくある程度形にしたものをお出しした段階の前、もしくは後で、もし、公聴会が必要であるという委員会の結論等があれば聞くような形のスケジュールで、若干ここは弾力的に考えてもいいのかなと思いますが今の意見。もしくは、いわゆるそんな部分どうでしょうか。おそらく市長選で忙しいと思いますが、他にになにか、その公聴会今回この今、案の中に公聴会はなかったのです。あくまでもパブリックコメントという形でしか書いてごさいませんので、公聴会をこの段階で開くべきかどうか少し争点になっていますが。

**小野光明委員** その前に、私は市民よりも議員の中で先ほど特別委員会とか何とか言いましたけれど、やはり議員が主体となってつくるので24人の中で、しっかり情報交換ができていないと、まずいと思うので8月の

全協の中で素案ができていとなりましたというより、それはこちらのほうもしっかり情報を流して知ってもらわないと、何か他の議員が人ごとに思うとまずいので、その情報は的確に全議員に出すようにしてほしいと思います。

**委員長** それは適に各会派から出ておりますし、前進の会派に対しても私のほうからなり議長なりからお伝えいただき配慮していきたいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。はい、議長。

**塩原政治委員** 今、皆さんから出ている意見等に例えば4月に素案とか条例を検討するわけですね。5月に何をするか知らないけれど、そういう形でやっていって、もし、その段階で市民との公聴会の時期がくればいいのではないかと。このスケジュールで先ほどから古厩委員が言っていますが、このスケジュールは、まず決めておいて、前倒しできるものは前倒しをする。また、いけないものは5月の予定を6月に延ばすとか、そういう柔軟性をもっていかないと難しいのではないかなと思います。

**委員長** 議長からそういったご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。基本的にはこのスケジュールを踏襲することをしながら、その段階で例えば条文のこれは、議長会なり問い合わせる、会派でもっともみたいという意見もあった場合には、では、ここはこうしましょうか。ただ、基本的にこのスケジュールについては守っていくという形で進めたいと思いますが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。決等を取りませんが。

**中野長勲委員** はい、基本的には、このスケジュールということで。

**委員長** はい、わかりました。ありがとうございます。先ほど古厩委員もあつた公聴会等ですね、これは常にこの近辺のところで開くかもしれないと想定の方で事務局のほうにお願いしたいと思います。では、このようなスケジュールで進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願い致します。

**小野光明委員** 先ほどの自治基本条例の担当者は早めに。

**委員長** 失礼しました。今、早めにと御指摘ございました。提案ございました。

**小野光明委員** 担当者の都合もありますので4月の中旬になるか5月になるかお任せいたしますので。

**委員長** ぜひという御提案もありましたが、この点他の委員の皆様いかがでしょうか。行政から自治基本条例、協働企画部ですか、担当者から進捗状況を聞くと言うことでよろしいですか。進捗状況を4月5月の早い段階で聞いたかどうかという提案ですが、他の委員の皆さんいかがでしょうか。確認でいいですね。では、それについては事務局を通じて4月5月のしかるべき時期に早い段階のほうがいいですかね。ついでには要請をして参考人という形で招致したいと思います。よろしいでしょうか。それでは一応ありがとうございます。1番2番と議題のほう、進めてまいりまして今後の進め方についても基本的には原案通り進めていきますが、適にその後の議論に応じて対応していきたいと思います。また小野委員の提案にありました部分についても、担当者の意見を基本条例については聞くということで進めてまいりたいと思います。3のその他のところで、よろしく申し上げます。若干、前回の交流委員会主催の研修会等を行いました。視察また研修会というのを少し必要なかなというふうに正副委員長等また事務局とも相談いたしまして、いわゆる基本条例についての考え方と専門家等呼んで、もしくは先進地よりも専門家等呼んで、当委員会もしくは全議員に周知等できると思いますが、形で研修会もしくは勉強会という形を開きたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。わかりました。それについて日程等についても、できるだけ皆さんの重ならないところで事務局と調整をしてみたいと思います。

**中野長勲委員** それは何を、どういう意味でやるのですか。

**委員長** いわゆる基本条例のことを今どうしても古既委員の御指摘があったように、なぜつくるかといった部分と、もう一点ここ少し説明が足りなかったのですが国の総務省のほうで、いわゆる今の現状の地方自治、二元代表制の部分について制度が1年後に若干変わるということが審議会等で国のほうで進められていますので、その辺の新しい情報等含めてお聞きする中で、今後の基本条例のあり方を議員同士で知識の共有なり目標の設定なり、また疑問点の解消なりをはかって、よりよい条例を制定してまいりたいということを目的として開催したいというふうに考えております。よろしいでしょうか。一応、本日の会議は、こちらで予定しているのはこまですが、何かほかにございますか。事務局のほうで何か。では次回の委員会等の開催日程また内容について正副委員長で、また議長等と相談しながら進めて周知してまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

**丸山寿子委員** 日程というのは次の日程。前の委員会の時もそうだったのですが、図って日程が合わせられるようでしたら。

**委員長** 早い段階で見通してスケジュールを、次回はスケジュール案のようなものを出せるようにしたいと思います。素案がどのくらい出てくるのかが見えないと。

**小野光明委員** 日程それがおかしいと思います。次はいつというのはいいけれど全体を通して何かというのは。

**委員長** 一応スケジュール案は決まったものですから、具体的に日程等も前回の委員会も、研究委員会でもそうでしたが、そういう形で進めないと出席できないと困るものですから。

**鈴木明子委員** 早く言われたからと言って必ず出られるとは限らない。

**委員長** ある程度、目安はあったほうがいいですね。議会の日程以外に、基本的に公務ですので特別委員会は。

**小野光明委員** 正副議長の日程もあるので、早めにわかったら連絡していただければと思います。

**委員長** はい、わかりました。それでは第1回の委員会を終了したいと思います。本日はありがとうございました。

午後3時57分 閉会

平成22年3月25日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長 金子 勝寿 印